

## 社会保険適用拡大（パート・アルバイト）等

今回は税務関連ではなく、**社会保険の法律改正**のご紹介になります。パート・アルバイトの就業者本人の収入（所得）だけでなく、雇用している企業でも法定福利費として負担が増加します。あくまで概要の紹介となりますので、詳細は各社の状況に応じて、社労士、年金事務所等の専門家（機関）にご確認下さい。

### 2024 (R6) 年 10 月から社会保険の加入要件が拡大

令和6年10月から、「フルタイム及び所定労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員」の合計が**51人以上の企業等**（現在は同101人以上の企業等：「特定適用事業所」。）で働いている方で、**下記4要件のすべてに該当する短時間労働者（パート・アルバイト）の方が、社会保険の加入が義務化**されます

#### 【加入対象となる短時間労働者の要件】

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 2か月を超える雇用の見込み
- ③ 所定内賃金が月額8.8万円以上
- ④ 学生ではない

※所定内労働、所定内賃金について、対象時間・賃金等の判定条件がありますので注意してください

新たに適用拡大の対象となることが見込まれる事業所に、令和6年9月上旬に年金事務所から「**特定適用事業所該当事前のお知らせ**」が送られてくる模様です。資料が届く前にも、パート・アルバイトの勤務状況等の把握を行い、届出等の事務が遅延しないように準備をお願いします。



また、**2024 (R6) 年 10 月から、山形県の最低賃金が改定される見込み**です。従前は時間単価900円ですが、10月からは時間単価955円に引上げとなる**可能性があります**。上記の社会保険の加入要件の検討に際して、所定内賃金の確認時は引上げられた最低賃金を基にした、各社の賃金単価をベースに検討して、漏れが無いようにご留意ください。<https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/saiteichingin-20240821-1.html>

社会保険の追加加入に伴い、各社の人件費の増加が見込まれます。会社予算の追加手当に加え、**国等の助成金（キャリアアップ助成金、業務改善のIT導入補助金他）**の活用をご検討下さい。

\*厚生労働省 適用拡大特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



### お知らせ： 相続・贈与相談会の開催

**相続・贈与の個別相談会**を、本年はあと4回、下記の要領で開催いたします。どうぞお気軽にご相談・お申し込み下さい。なお、日程はご希望により調整可能なほか、事情により変更させていただく場合があります。

- ・開催日時 9/14、10/12、11/9、12/7 いずれも土曜日、10時～12時
- ・料金 無料
- ・対象者 弊事務所のお客様の経営者様及びそのご親族に限定させていただきます
- ・相談受者 公認会計士・税理士 植村義弘
- ・申込先 弊事務所担当者

### @ 9月の予定

- 9/10・8月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 9/30・7月決算法人の確定申告
- ・1,4,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元／黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館3階  
TEL 023-624-3519／FAX 023-624-3662／URL <https://kuronuma-ac.jp/>／E-Mail [info@kuronuma-ac.jp](mailto:info@kuronuma-ac.jp)